

## 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人栃木県若年者支援機構（以下「この法人」という。）の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局責任者に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局責任者に書面で申告するものとする。

4 理事である事務局責任者が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、代表理事に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年当該役員兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局責任者に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局責任者は、申告内容の確認を徹底した上、代表理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局責任者に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和2年2月1日から施行する。（令和2年1月31日理事会決議）